

令和2年12月25日

第1～4 学年学生  
専攻科1年生 諸君

学生課学生係

## 「奨学金継続願」の提出手続きについて

このことについて、日本学生支援機構の貸与奨学生である学生は、「奨学金継続願」の提出が必要です。

【手続き資料「奨学金継続願」の提出手続きについて】を令和2年12月25日(金)より、学生課学生係で配布しますので、対象の学生は手続き資料を受け取り、連帯保証人・保証人・保護者(未成年)の方等にも内容を確認いただき、「手続き資料」及び「裏面の入力上の注意」を熟読のうえ、提出期間内に「スカラネット・パーソナル」より提出(入力)してください。

なお、令和3年4月以降継続を希望しない方は、「奨学金継続願」の入力の際に、「奨学金の継続を希望しません」を選択してください。\*

また、提出がない場合は、「廃止」となり、奨学生の資格を失い、令和3年4月から奨学金の支給が停止されますので注意してください。

※令和3年4月以降貸与奨学金の継続を希望しない方で、「所得連動返還方式から定額返還方式への変更」(第一種奨学金・平成29年度採用以降)・「利率の算定方法の変更」(第二種奨学金)がある場合は、令和3年1月29日(金)までに学生課学生係まで、ご連絡ください。

＜スカラネット・パーソナルによる提出(入力)期間＞

令和2年12月25日(金)～令和3年1月29日(金)

なお、令和2年12月29日(火)～令和3年1月3日(日)までの間は、年末年始のため提出(入力)できません。

以上

**(入力上の注意)**

・「奨学金継続願」入力中、一つの画面で30分以上経過した場合はタイムアウトとなり、最初から入力しなくてはなりません。誤入力防止や円滑な入力のために、入力前に手続き資料中面の【「奨学金継続願」入力準備用紙】を入力し、手元に用意してから入力を開始してください。

**【Eーあなたの返還誓約書情報】について**

・「あなた自身の住民票住所」を変更された場合は、変更手続き(入力)をし、併せて、学生課学生係まで申し出てください、「住所変更届」をお渡しいたします。\*

・人的保証選択者で「連帯保証人」・「保証人」の方が住民票住所を変更された場合等は、学生課学生係まで申し出てください、「住所変更届」をお渡しいたします。

※奨学生本人(2019年度以降の採用者)の住所変更は、マイナンバー未提出の奨学生本人のみ申し出が必要です。

**【H-経済状況-2】について**

・「主として生計を維持している人(父・母・祖父・祖母等)」・「その他の生計を維持している人(祖父・祖母・おじ・おば等)」【該当者のみ】の「直近の源泉徴収票(給与所得)」・「令和元年分の所得税の確定申告(控)」(自営業)等を準備し、収入金額の合計を入力してください。なお、自営業で確定申告等をしていても、給与所得がある場合は、1)と2)両方に入力してください。

・「年金・生活扶助費・恩給・失業給付金等」は1)給与所得に入力してください。

・2)自営業で、所得金額がマイナスの場合は、0と入力してください。

**【H-経済状況-5-1)家庭からの給付】について**

・自宅通学者で家庭が負担した食費や、家庭から一般的に支出される費用のうち、あなた分として計算することが難しい費用は、収入及び支出から除いてください。

**【H-経済状況-5-2)日本学生支援機構の奨学金】について**

・日本学生支援機構給付奨学金は自動表示に含まれていませんので、2019年12月～2020年11月に振込まれた金額を自分で確認し、【5-5)その他】に入力してください。

**【H-経済状況-6-1)学費】について**

・授業料等減免された方は減免後の金額を入力してください。

・授業料等全額免除された方は「0」を入力してください。

・入学金は、【6-5)その他】に入力してください。

**【H-経済状況-7あなたの2019年12月(2020年4月入学者は4月)から～2020年11月の収入と支出の差額】**

・5.「収入」に比べて、6.「支出」が多い場合は、入力時に次の画面に進むことができませんので、金額に間違いがないか確認してください。

・6.「支出」に比べて、5.「収入」が一定額以上多いときには、適切な貸与月額を選択するよう、学校担当者による面接・指導を受けることになります。